第百五十七条の三の三　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第百三十一条の二の五第四項（第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、保安検査を受けずに危険物等所持制限区域内に立ち入つたとき。

二　第百三十一条の二の五第六項（第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、保安検査を受けずに航空機に搭乗したとき。

第百五十九条第二号中「第百四十八条の二まで」の下に「、第百四十九条の三」を加え、「第百五十七条の三」を「第百五十七条の三の三」に改める。

第十一章を第十二章とする。

第百三十四条第一項中「、航空機使用事業」の下に「、危害行為の防止」を加え、同項中第十号を第十七号とし、第九号を第十六号とし、第八号の次に次の七号を加える。

九　航空旅客取扱施設の管理者

十　第百三十一条の二の二第二項第六号の国土交通省令で定める者

十一　危険物等所持制限区域の管理者

十二　保安検査を行う者

十三　保安検査業務受託者

十四　預入手荷物検査を行う者

十五　預入手荷物検査業務受託者

第百三十四条に次の一項を加える。

5　国土交通大臣は、第一項第十三号又は第十五号に掲げる者に対し、同項の規定による報告を求め、又は第二項の規定による立入検査をするときは、あらかじめ、関係する都道府県公安委員会に協議しなければならない。

第十章を第十一章とし、第九章を第十章とし、第八章の次に次の一章を加える。

第九章　危害行為の防止

第一節　危害行為防止基本方針等

（危害行為防止基本方針）

第百三十一条の二の二　国土交通大臣は、航空機の強取、航空機若しくは空港等の破壊その他の航空機若しくは空港等の保安又は旅客の安全の確保に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為（以下「危害行為」という。）の防止に関する施策の基本となるべき方針（以下「危害行為防止基本方針」という。）を策定するものとする。

2　危害行為防止基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　危害行為の防止の意義及び目標に関する事項

二　危害行為の防止のために政府が実施すべき施策に関する基本的な事項

三　第百三十一条の二の五第七項に規定する保安検査に関する基本的な事項

四　第百三十一条の二の六第二項に規定する預入手荷物検査に関する基本的な事項

五　前二号の検査の実施体制の強化及び検査能力の向上に関する基本的な事項

六　前三号に掲げるもののほか、危害行為の防止のために、空港等の設置者、航空旅客取扱施設の管理者、航空運送事業を経営する者、第百三十一条の二の五第七項に規定する保安検査を行う者、同条第八項に規定する保安検査業務受託者、第百三十一条の二の六第二項に規定する預入手荷物検査を行う者、同条第三項に規定する預入手荷物検査業務受託者その他航空機若しくは空港等の保安又は旅客の安全を確保するための業務を行う者として国土交通省令で定めるもの（以下「空港等の設置者等」という。）が講ずべき措置に関する基本的な事項

七　危害行為の防止に関する施策に係る国と空港等の設置者等との適切な役割分担及び相互の連携協力の確保に関する基本的な事項

八　前各号に掲げるもののほか、危害行為の防止に関する基本的な事項

3　国土交通大臣は、危害行為防止基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4　国土交通大臣は、危害行為防止基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5　前二項の規定は、危害行為防止基本方針の変更について準用する。

（危害行為の防止のための措置）

第百三十一条の二の三　空港等の設置者等は、危害行為防止基本方針に基づき、危害行為を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2　空港等の設置者等の職員（空港等の設置者その他国土交通省令で定める者が国土交通省令で定めるところにより指定した職員であつて、危害行為の防止に関連する職務に従事する者に限る。次項及び第四項において同じ。）は、前項に規定する措置を適確に実施するため必要があると認めるときは、旅客その他の者に対し、当該措置の実施のために必要な行為をすること又は当該措置の実施を妨げる行為をしないことを指示することができる。

3　空港等の設置者等の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、旅客その他の者の請求があつたときは、これを提示することその他の国土交通省令で定める措置をとらなければならない。

4　旅客その他の者は、空港等の設置者等の職員から第二項の規定による指示があつたときは、正当な理由がない限り、その指示に従わなければならない。

（指導及び助言）

第百三十一条の二の四　国土交通大臣は、危害行為防止基本方針に照らして、危害行為の防止に関する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、空港等の設置者等に対し、危害行為の防止に関する措置の実施について必要な指導及び助言をすることができる。

第二節　保安検査等

（保安検査）

第百三十一条の二の五　空港等の設置者は、航空機の強取、破壊その他の航空機を利用した犯罪行為及び航空機の正常な運航を妨げる行為（以下「航空機強取行為等」という。）の防止を図るため、当該空港等の区域のうち、第八十六条第一項の物件（航空機強取行為等のために使用されるおそれがあるものに限る。第四項において同じ。）その他の航空機強取行為等の防止のために航空機内への持込みを制限することが必要な物件の所持を制限する必要があるものを、危険物等所持制限区域として指定することができる。この場合において、空港等の設置者は、併せて当該区域の管理者（第五項及び第百三十四条第一項第十一号において「危険物等所持制限区域の管理者」という。）を指定するものとする。

2　空港等の設置者は、前項の規定により危険物等所持制限区域を指定するときは、あらかじめ、危険物等所持制限区域が存することとなる施設を管理する者、航空運送事業を経営する者その他の関係者の意見を聴くとともに、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3　前二項の規定は、危険物等所持制限区域の変更について準用する。

4　何人も、第八十六条第一項の物件その他の航空機強取行為等の防止のために危険物等所持制限区域内及び航空機内への持込みを制限することが必要な物件として国土交通省令で定める物件を所持していないことについて、空港等の管理及び運営の状況その他の事情を勘案して国土交通省令で定める者が行う検査を受けた後でなければ、危険物等所持制限区域内に立ち入つてはならない。ただし、航空機強取行為等を行うおそれがないものとして国土交通省令で定める者が危険物等所持制限区域内に立ち入る場合は、この限りでない。

5　危険物等所持制限区域の管理者は、前項の検査を受けた後でなければ、危険物等所持制限区域内に立ち入つてはならない旨を、当該危険物等所持制限区域の入口に表示しなければならない。